

平成 15 年 1 月 23 日

南部町・南部川村合併協議会
会長 山田五良 殿

議会議員の定数等に関する専門委員会
委員長 井口黎明

議会議員の定数等に関する専門委員会報告（第 1 号）について

南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程第 8 条の規定に基づき、別添のとおり
ご報告いたします。

報告事項

- 1 . 協議経過
- 2 . 専門委員会での意見及び確認事項について

1. 協議経過

平成 14 年 12 月 11 日 第 1 回議会議員の定数等に関する専門委員会
協議事項 議員の定数及び任期の取扱いについて

平成 15 年 1 月 16 日 第 2 回議会議員の定数等に関する専門委員会
協議事項 議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

2. 専門委員会での意見及び確認事項について

専門委員会での意見（南部町議会・南部川村議会の状況）

南部町議会での状況について

1. 合併特例法の適用について
合併特例法は適用せず新設選挙の方向である。
2. 議員の定数について
新町の議員定数については、法に定める定数以下で調整中（14～18）
3. 選挙区の設定について
合併後の一体性の確保から、新町では全町 1 区とし、選挙区は設置しない。

南部川村議会での状況について

1. 合併特例法の適用について
合併特例法は適用せず新設選挙の方向である。
2. 議員定数
新町の議員定数については、法に定める定数以下で調整中（14～18）
3. 選挙区の設定について
合併後の一体性の確保から、新町では全町 1 区とし、選挙区は設置しない。

専門委員会での確認事項

合併特例について

議会議員の任期及び定数については合併特例法を適用せず、地方自治法及び公職選挙法の原則を適用した新設選挙とし、首長選挙との同日選挙とする。

新町における議員定数について

新町における議員定数は、新設選挙においては 16 名とする。

選挙区の設定について

合併後、住民の一体性の確保から、新町では全町 1 区とし、選挙区は設置しない。

専門委員会での意見（抜粋）

議員定数に関する意見

- ・ 今回、議員定数を 14 名にしようという意見が多くなったのは、最近、御坊市が人口 2 万 8 千人で 16 名、白浜町が人口 1 万 9 千人で 15 名と決めたことから。住民感情として 16 名や 18 名は多いのではないかと。（議員）
- ・ そういう状況の中で、新設選挙では定員を 16 名としておいて、4 年後には 14 名にしてはとの意見もありました。（議員）
- ・ 山間部など人口の少ない地域もあります。そういうところの声をできるだけ反映するように、合併してしばらくの間、1 期ぐらいでも 2 人ぐらい多くしておくほうが良いと思います。（議員）
- ・ 婦人会のほうでも 14 名という意見も出たのですけれど、白浜町が 15 名ということですから、15 名でも良いのではとの意見もありました。（学識経験者）
- ・ 議員の数が偶数か奇数かとの話ですが、奇数だと議長が採決に加わらなくてはならない場合が考えられることから、議会運営上できれば偶数のほうが良いと思います。県内でも大半が偶数です。（議員）
- ・ 議員が 16 名、18 名あったからといって、住民の意見を吸い上げられるというものでない。また、今 16 名としておいて次に減らすというのはなかなか難しいと思う。しかし、現実には議会に携わっている議員さんが今までの経験で 16 名あったほうが良いと言う意見が多ければ尊重します。（学識経験者）
- ・ 当面は 16 名でよいのではないかと。また、合併後その数を減らしていくのは議員さん方で考えていただいたら良いのではないのでしょうか。ここで、合併後の次の選挙は 14 名と決めてしまうのではなく、そういう状況を含みに入れて、次は考えますということを入れてほしいと思います。（学識経験者）